

# 平成28年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成28年2月23日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 議 長   | 9番  | 船 橋 義 明 |
| 副 議 長 | 5番  | 田 島 清 美 |
| 議 員   | 1番  | 尾 関 俊 治 |
| 〃     | 2番  | 古 田 聖 人 |
| 〃     | 3番  | 伊 藤 功   |
| 〃     | 4番  | 川 島 功 士 |
| 〃     | 7番  | 岡 田 文 雄 |
| 〃     | 8番  | 安 田 敏 雄 |
| 〃     | 10番 | 長 野 恒 美 |

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 議 長   | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 副 議 長 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 議 員   | 1番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃     | 2番 | 古 田 聖 人 |
| 〃     | 3番 | 伊 藤 功   |
| 〃     | 4番 | 川 島 功 士 |
| 〃     | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 〃     | 8番 | 安 田 敏 雄 |

## 欠席議員

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 議 員 | 10番 | 長 野 恒 美 |
|-----|-----|---------|

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 町 長                    | 広 江 正 明 |
| 副 町 長                  | 川 部 時 文 |
| 教 育 長                  | 宮 脇 恭 顯 |
| 監 査 委 員                | 小 林 正 明 |
| 総務部長兼技監                | 奥 村 智 彦 |
| 企画環境経済部長               | 村 井 隆 文 |
| 住民福祉部長                 | 岩 越 誠   |
| 建設水道部長                 | 那 波 哲 也 |
| 教育文化部長兼教育<br>文化部教育文化課長 | 田 中 幸 治 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 浅 野 薫 夫 |
| 総 務 課 長                | 足 立 篤 隆 |
| 企 画 課 長                | 堀 仁 志   |
| 郡教委総務課長                | 松 原 和 成 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田 島 直 樹 |
| 書 記         | 朝 日 純 子 |
| 主 任 技 師     | 児 島 聡   |
| 主 任 技 師     | 青 野 浩 之 |

1. 議事日程（第1号）

平成28年2月23日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第1号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 第2号議案 笠松町行政不服審査会設置条例について
- 日程第7 第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行

- に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第5号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第6号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第7号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第8号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第9号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第13号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 第15号議案 町道の路線認定について
- 日程第20 第16号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第21 第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算について
- 日程第26 第22号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第23号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第24号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 第25号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 第26号議案 平成28年度笠松町水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。よって、平成28年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（船橋義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田 聖人 議員

7番 岡田 文雄 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（船橋義明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、1月13日、14日、15日に実施されました平成27年度定期監査の結果報告、並びに平成27年度10月分、11月分、及び12月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目でございますが、平成28年2月2日に笠松町役場において羽島郡町村議会議長会が開催され、平成28年度岐阜県町村議会議長会事業計画の確認、及び平成28年度羽島郡町村議会議長会の予算が審議され承認されました。以上です。

○議長（船橋義明君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 平成27年度の羽島郡二町教育委員会の点検評価報告書につきまして、岐南町より報告されましたので、議員の皆さんのお手元に配付をさせていただきました。

---

日程第4 第1号報告及び日程第5 第1号議案から日程第30 第26号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第1号議案から日程第30、第26号議案までの26議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第1号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成28年2月23日報告。笠松町長 広江正明。

記1. 平成28年1月18日専決。財物事故に係る損害賠償の額。

次に、3ページをお開きください。

第1号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成28年2月23日提出。

記1. 平成27年12月28日専決。笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

2. 平成28年2月1日専決。平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）。

次に、11ページをお開きください。

第2号議案 笠松町行政不服審査会設置条例について。

笠松町行政不服審査会設置条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

次に、18ページをお開きください。

第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年笠松町条例第38号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第5号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について。

笠松町部設置条例（平成12年笠松町条例第32号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第6号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例について。

笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年笠松町条例第28号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第7号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第8号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和46年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第9号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

次に、38ページをお開きください。

第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について。

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成24年笠松町条例第19号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成24年笠松町条例第20号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第13号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年笠松町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。

第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり笠松町多目的運動場の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成28年2月23日提出。

第15号議案 町道の路線認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成28年2月23日提出。

記、整理番号 3250、路線名 北及65号線、起点 北及、終点 北及、重要な経過地 なし。

第16号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第9号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,535万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年2月23日提出。

次に、75ページをお開きください。

第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,607万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出。

次に、86ページをお開きください。

第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,212万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出。

次に、90ページをお開きください。

第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,062万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年2月23日提出。

次に、100ページをお開きください。

第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,909万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,290万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、既定の地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。平成28年2月23日提出。

次に、別冊の平成28年度羽島郡笠松町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算。

平成28年度笠松町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億8,260万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23



日提出。

次に、別冊の平成28年度特別会計等予算書の1ページをお開きください。

第22号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,407万1,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23日提出。

次に、6ページをお開きください。

第23号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,981万6,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成28年2月23日提出。

次に、9ページをお開きください。

第24号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計予算。

平成28年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億854万2,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23日提出。

次に、15ページをお開きください。

第25号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計予算。

平成28年度笠松町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,116万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23日提出。

次に、19ページをお開きください。

第26号議案 平成28年度笠松町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成28年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数8,612戸、(2) 年間総給水量234万5,000立方メートル、(3) 1日平均給水量6,425立方メートル、(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良工事（町内一円配水管布設及び布設替工事）。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 水道事業収益、2億6,620万7,000円、第1項 営業収益、2億541万円、第2項 営業外収益、6,079万6,000円、第3項 特別利益、1,000円。

支出、第1款 水道事業費用、2億5,723万7,000円、第1項 営業費用、2億3,251万5,000円、第2項 営業外費用、1,784万4,000円、第3項 特別損失、637万8,000円、第4項 予備費、50万円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億266万円は、過年度分損益勘定留保資金9,553万1,000円、当年度分消費税資本的収支調整額712万9,000円で補填するものとする。)

収入、第1款 資本的収入、3,538万9,000円、第1項 工事負担金、3,538万9,000円。

支出、第1款 資本的支出、1億3,804万9,000円、第1項 建設改良費、1億2,493万5,000円、第2項 企業債償還金、1,311万4,000円。

(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、1,902万1,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第7条、棚卸資産の購入限度額は、500万円と定める。平成28年2月23日提出。

○議長(船橋義明君) 提案理由の説明を求めます。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、提案説明をさせていただきます。

本日ここに、平成28年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済情勢は、個人消費で停滞感が見られるなど、引き続き経済成長において足踏み状態が続く中、1月の内閣府の月例経済報告では、景気は今のところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると発表されました。また、岐阜県内の経済情勢についても、生産がおおむね横ばいとなっているものの、穏やかに回復しつつあるとし、先行きについては、各種政策効果が進展する中で、回復の動きが着実に続くことが期待されるとの判断がなされました。

このような中、政府の経済財政運営の根幹である経済財政運営と改革の基本方針2015は、経済再生と財政健全化をともに達成しつつ、中・長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取り組みであり、その中でも人口減少と地域経済縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけ、まち・ひと・しごとの創生により好循環の確立を目指すものであるが、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が低下しているところもあり、地方経済の回復にはもう少し時間がかかるものと考えます。

当町においても、歳入の大宗を占める町税の増収が見込める状況ではなく、社会福祉における介護、障がい、子育て支援などの扶助費の増加は避けられない状況であります。また、大型公共事業の完了に伴って発行した新たな町債は、自主財源比率や将来負担比率の悪化を招き、今後さらなる財政の硬直化の進行が懸念され、町財政を取り巻く環境は厳しい状況が継続するものと見込まれます。

これらのことを踏まえ、住民視点を大切に、限られた財源の中で優先順位を考えながら効

率的かつ効果的に活用し、次の世代の皆さんへ負担の先送りをせず、健全な行財政基盤を確立させることが私の責務であると考えております。

それでは、新年度の予算編成に際しての考え方について御説明を申し上げます。

当初予算編成に当たり、将来の財政状況を見据え、最大限の危機感を持った上で、町民の皆さんの視点に立ち、多様化する行政課題に対応する予算編成といたしました。

とりわけ第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像達成に向けて最優先すべき事業として、「町民の生命と財産を守る強いまちづくり」「心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくり」「快適で機能的な生活環境を創出するまちづくり」の3つを重点項目に掲げ、第5次総合計画の中間年の見直しの後の事業展開にあわせ、昨年10月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、目指すべき笠松町の将来展望を実現するために取り組む施策や事業を進め、さらなる地域の活性化を目指すものといたしました。

これらの方針をもとに編成した平成28年度の歳入歳出予算額は、一般会計71億8,260万円、国民健康保険特別会計31億7,407万1,000円、後期高齢者医療特別会計2億4,981万6,000円、介護保険特別会計18億854万2,000円、下水道事業特別会計10億7,116万3,000円、水道事業会計4億425万6,000円、合計138億9,044万8,000円となり、総額につきましては、前年度と比較して4.42%の増となりました。

このうち、一般会計については前年度比6.15%の増となり、過去10年でも2番目に規模の大きい予算編成となっています。また、国民健康保険特別会計については0.92%減、高齢者の医療・介護の給付費の増加により、後期高齢者医療特別会計については7.06%、介護保険特別会計については4.80%の増となっています。また、下水道事業特別会計は計画的な下水道推進のため11.72%の増、水道事業会計では施設改修の減少などにより2.66%の減となっています。

それでは次に、新年度、重点的に取り組む3つの項目に関連する事業を中心に御説明を申し上げます。

初めに、「町民の生命と財産を守る強いまちづくり」を進めるに当たって、行政と地域、住民の連携を強化させることが必要不可欠であり、地域と連携した防災体制の強化を図ってまいります。そのためにも、ハード・ソフトの両面から防災・減災事業に積極的に取り組み、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

大地震により引き起こされる災害時に、有力な情報伝達手段となる防災行政無線のデジタル化については、聞きやすくクリアな音声放送の実現を目的に、昨年から引き続きの事業として、屋外子局の更新及び増設により住民の安全確保を推進してまいります。

また、災害復旧の迅速化につながる地籍調査では、引き続き測量等の土地調査に着手するなど、住民生活に直結した防災施策の強化に努めるとともに、ゲリラ豪雨などの水害対策として、笠松町流域関連公共下水道雨水計画に基づき、雨水貯留施設整備とあわせ排水路改良事業を継

続推進し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに、自主防災会が整備する発電機やテントなどの防災備品等の整備に対する補助や、消防団活動の充実強化を図るための装備を改善するとともに、消防団員の処遇改善に取り組んでまいります。

また、防災士の協力を得て、子育て家庭向け防災講話を行い、子供から大人までの防災教育を充実させ、地域防災力の向上を図ってまいります。加えて、AEDの定期的な更新とともに、大規模災害の発生に備えた簡易エアマットの購入及び食料などの備蓄品を更新し、避難所に配慮した防災備品の整備に努めてまいります。

次に、「心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくり」として、全ての住民が生涯にわたって心身ともに健全で幸福に暮らすことができ、子育てや教育しやすいまちづくりを推進してまいります。

各種健診対象者を把握するために、全世帯に健康診査申込調査票を配付し、新規受診者の勧奨及び事業評価を実施し、よりきめ細やかな保健活動に向け取り組んでまいります。

子育て支援として、引き続き延長保育の充実や放課後児童クラブにおいて全ての学校休業日に6年生までの児童の受け入れに努めるほか、新たに多子世帯における保育料や病児・病後児保育の利用料の負担軽減や子育て支援短期事業の開設準備支援を実施するなど、安心して子育てできるまちになるよう各種施策の充実努めてまいります。さらに、中学3年生までの医療費助成を継続して行ってまいります。

特色ある教育活動として、外国語教師助手委託を小・中学校から保育所まで実施し、幼児からの英語教育の充実を図ってまいります。さらに、今年度笠松中学校と姉妹校提携したイナラハンミドルスクールがあるグアムへの海外派遣を行い、友好を促進するとともに、広い視野を持った人材育成や次代を担うにふさわしい青少年の育成に努めてまいります。加えて英語検定料の半額を補助し、英語能力の向上を図り、さらなる国際交流の促進に取り組んでまいります。

また、小・中学校の全教室にICT環境を整備し、情報社会の進展などの社会変化を踏まえた特色ある授業を展開し、学習に対する児童・生徒の興味・関心を高め、学力・意欲の向上のみならず教師の授業技術の向上など、各学校が常に工夫・改善を図りながら社会の変化に対応した教育活動を推進してまいります。

道徳教育につきましても、今までの心温かく活力あるさまざまな取り組みによって地域全体に浸透してきている「道徳のまち笠松」を推進するため、引き続き事業を進めてまいります。

また、町づくりに対し主体的に学び貢献している後継者育成のための講座や、生涯学習講座の拡充など住民ニーズに対応した講座を開いてまいります。

次に、「快適で機能的な生活環境を創出するまちづくり」として、利便性と自然環境が調和した暮らしやすい機能的なまちづくりを創出し、いつまでも住み続けたい、住んでみたいまち

づくりを進めます。

木曾川の雄大な自然を生かしたみなと公園を起点とするサイクリングロードは、蘇岸築堤記念碑公園の改修や中継拠点の交差点改良及び周辺整備を行い、河川環境楽園へ向けた整備を進めてまいります。

また、平成25年度より都市公園化に向け改修工事に着手している運動公園では、幼児対象の複合遊具を整備し、町内外より多くの人々が集い、楽しい親子の触れ合いの場となるよう順次改修工事を進めてまいります。

快適な住環境の整備に資する羽島用水パイプライン上部利用事業については、東幹線の歩道設置及び車道の改良を進めるとともに、交通安全対策の強化を図ってまいります。

さらに、町の発展につながる地域の活性化に向け、産業振興支援として町内企業や新たに参入される企業に対する支援を続けるとともに、町内に居住する方や町外から転入する方の住宅取得に対して助成する定住促進事業も同様に継続してまいります。

また、岐阜羽島衛生施設組合の焼却機能が停止する平成28年度以降、県外にごみ処理を委託し、滞りがないよう進めるとともに、引き続き次期ごみ処理施設建設事業を関係市町と連携してまいります。さらに、ごみの減量化を推進し、適正なごみ収集・処理業務が実現できるよう進めてまいります。

加えて、誰もがいつでも安心して医療が受けられるよう救急医療体制の確保を図るほか、小児救急医療については拡充に配慮します。また、在宅医療と介護連携を引き続き関係機関と推進するとともに、高齢者等地域住民の力を活用した生活支援サービスを充実させ、多様なサービスを利用できるよう地域包括ケアシステムを構築してまいります。

その他の重要施策として、近年、拡大を見せる特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向け、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指し、消費者行政の充実に向けた施策についても引き続き取り組んでまいります。

また、設備、施設の老朽化に伴い、今年度から着手している給食センター建設事業では、平成29年度建設に向けた用地買収、用地調査等進めてまいります。

さらに、昨年6月にオープンした歴史未来館の1周年に向けた特色ある記念行事や、産学官で取り組むふるさとかさまつ宅配便においても、笠松町への関心をより一層高めてまいりたいと考えております。

以上、私の所信の一端と第5次総合計画及び総合戦略のもとに「“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」に向け、平成28年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして、順次その理由、内容などについて御説明をいたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

そのような中、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告が1件、専決処分の

承認1件、笠松町行政不服審査会設置条例ほか11件の条例案件、計12件、笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定1件、町道の路線認定が1件、平成27年度一般会計ほか4件の補正予算、平成28年度一般会計ほか5件の予算、以上、報告を含め27件の案件であります。

詳細につきましては副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（船橋義明君） 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。

提案理由の説明の続きをお願いします。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、第1号報告から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、専決処分の報告についてであります。

こちらは地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

1件でございますが、平成28年1月18日に専決させていただきました財物事故に係る損害賠償の額であります。

相手方は、岐南町上印食の株式会社ホンダカーズ岐阜であります。

事故の概要は、そちらに書いてございますように、平成27年12月1日、町有自動車が車両点検中であったため、相手方ディーラーから貸与された車両で出張し、田代地内にある店舗の駐車場から車道に進入しようとした際、駐車場と道路の境にある縁石ブロックに気づかず車両左前方部が接触したものであります。損害賠償額は4万2,775円であります。保険対象外のため、全額町負担で対応させていただきました。

町では、その事故以降、保険対応のない代車の使用は禁止とさせていただいております。

続きまして、3ページから10ページにわたっています。

第1号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会の招集をする時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

平成27年12月28日付に専決した笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例と、平成28年2月1日に専決した平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）でありま

す。

まず笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは地方税分野における個人番号、法人番号の利用について、総務省自治税務局から12月の定例会終了後の平成27年12月18日付で通知があり、減免申請等の一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、平成27年3月31日付で専決処分した笠松町税条例等の一部を改正する条例について、国の通知に基づき所要の規定整備を行ったものであります。

総務省自治税務局において、地方税関係書類のうち個人番号が申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出され则认为される一定の書類については、納税義務者等の負担を軽減するため個人番号の記載を要しないこととする運用の見直しが行われたことに伴い、個人町民税と特別土地保有税の減免申請に際し、個人番号の記載を要することとしていたものを不要とするものであります。

第51条関係が個人住民税の減免申請の規定であり、第139条の3関係は特別土地保有税の減免申請の規定の整備であります。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、5ページから10ページにわたっています平成27年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）であります。

588万6,000円の増額補正をさせていただきました。

大きく2つに分かれていまして、まず総務費の戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費で2つの補正をさせていただいております。

10ページですが、まず個人番号通知カードの送付に係る確認業務や個人番号カードの交付事務に係る国庫補助金の増額交付の内示があったことに伴い、職員の時間外勤務手当を22万4,000円、臨時雇用職員の雇用に係る賃金を69万3,000円、その社会保険料を9,000円、その他事務用品費の消耗品を21万2,000円増額するものであります。全て10分の10、国庫補助対応であります。また、個人番号カードの発行枚数がふえていることに伴い、地方公共団体情報システム機構への交付金を373万2,000円増額するものであります。こちらも全額国庫補助対応であります。

もう1つは、第9款が教育費、第5項 社会教育費、第4目 歴史民俗資料館費です。歴史未来館の空調設備に関し、2階ベランダに設置の室外機が4基あり、隣のお方から御意見がございましたので、その騒音測定を図った結果、基準値は昼間60デシベル、夜50デシベルであります。68から97デシベルと基準値を上回っていたため、防音パネルを設置し対応することに伴い、工事請負費を101万6,000円増額させていただくものであります。

9ページで、第17款の繰入金であります。今回の増額補正に伴い、不足する財源に財政調



整基金を充てるため、その繰入金を101万6,000円増額させていただきました。

なお、8ページの「第2表 繰越明許費補正」であります。先ほどの住民基本台帳事務事業と、住基ネットワークシステム事業は国の補正予算において同事業に係る補助金の予算が繰り越されることとなったことに伴い、事業費の一部を翌年度に繰り越すものであります。以上であります。

続きまして、11ページからの第2号議案 笠松町行政不服審査会設置条例についてであります。

行政不服審査法が全部改正されまして、平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法第81条第1項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関として笠松町行政不服審査会を設置するため所要の規定整備を行うものであります。

9条で構成されておまして、第1条は法の規定に基づき審査会を置く旨を規定、第2条では、委員は5人以内をもって組織する旨、第3条では、第1項で、審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関しすぐれた識見を有する者のうちから町長が委嘱する旨を規定、第2項では、審査会の委員の任期を2年として再任を妨げない。あとは補欠の場合の規定。それから第3項では、審査会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする旨を規定しております。

第4条では、会長を置くことと、委員の互選によりその方を定める旨を規定、そして第2項では、会長は審査会を代表し会務を総理する旨を規定します。第3項では、会長に事故があるときの取り決めを規定しております。

第5条では、審査会の会議及び議事ということでもろもろ規定しております。一般のものとは変わりありませんので、省略させていただきます。

それから、第6条では意見の聴取等ということで、審査会は、その権限に属する事項を遂行するため必要があると認める場合は、委員以外の者に会議の出席を求めて意見もしくは説明を聞き、またはこれらの者から資料の提出を求めることができる旨も規定いたします。

第7条では、審査の手續として、調査審議の手續は公開しない旨を規定。

それから8条では、これは総務部で庶務を行う。

9条では規則委任の関係を規定しております。

そして、附則第2項関係ですが、笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。額は他の委員と同額の日額5,400円とするものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からであります。

13ページからの第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

この行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、笠松町行

政手続条例など6つの関係条例に関し所要の規定整備を行うものであります。

まず第1条ですが、笠松町行政手続条例の一部改正を行います。

不服申し立ての種類が審査請求という言葉に一元化されることに伴い、「異議申し立て」の字句と異議申し立てに係る「決定」の字句を削除いたします。

第2条では、笠松町情報公開条例の一部改正を行います。

こちらは不服申し立ての対象に、公開の決定に加え公開請求に係る不作為を追加いたします。2つ目としては、法が全部改正されることに伴い、法律番号を改正いたします。3つ目として、異議申し立てに係る「決定」の字句を「裁決」に改正いたします。それから、情報公開に関する不服申し立てについては、既存の情報公開審査会に諮問することとし、この行政不服審査法に基づく審理員による審査の適用除外とするものであります。

3条関係では、個人情報保護条例の一部改正を行います。

不服申し立ての対象に、個人情報の開示、訂正、削除等の請求に対する不作為を追加、それから法番号の改正をいたします。これも先ほどと一緒ですが、不服申し立てに対する「決定」の字句を「裁決」に改正いたします。そして、個人情報保護に関する不服申し立てについては個人情報保護審議会に諮問することとし、情報公開と同様に行政不服審査法に基づく審理員による審査の適用除外とするものであります。

第4条では、税条例等の一部を改正する条例の一部を改正いたします。

こちらにも「不服申し立て」の字句を「審査請求」に改正いたします。

第5条関係では、固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行います。

審査申し出の際に必要な記載事項の追加で、審査の申し出に係る処分の内容を追加いたします。それから、審査委員会の決定書に記載する事項を明確化するとともに、決定書には押印手続を必要とする旨を追加いたします。

第6条関係では、手数料条例の一部を改正します。

審理員に提出された書類、または審査委員会に提出された主張書面や資料の写し等の交付手数料の設定をさせていただきます。手数料としては、白黒コピーが1枚10円、カラーコピーが1枚30円ということで設定いたします。

施行期日は平成28年4月1日で、ただし第4条の税条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定は公布の日であります。

続きまして、18ページの第4号議案、議案資料では12ページ、13ページになっています。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これも全部改正されました行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されること、また学校教育法等の一部を改正する法律が同じく4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法

及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正し、笠松町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の規定整備を行うものであります。

まず人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。旧行政不服審査法における不服申し立てについて、処分庁に対して行う異議申し立てと上級庁に対して行う審査請求の2つの手段があったものが、この新行政不服審査法においては審査請求に一元化されたことに伴い条例中の「不服申し立て」の字句を「審査請求」に改正するものであります。

もう1つ、笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。こちらは学校教育法の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として設けられたことに伴い、この育児中の早出・遅出勤務を請求する場合の子の要件に、従来の小学校就学に加え、同年齢に当たる義務教育学校の前期課程6年間に就学の要件を追加するものであります。

また、平成19年6月に学校教育法の一部改正により規定された特別支援学校について、これまで特別支援学校の小学校部は明確に規定しておりませんでした。要件に該当することを明確化するため、今回あわせて追加するものであります。

施行期日は公布の日であります。

19ページからの第5号議案、議案資料では14ページから15ページにわたっています。笠松町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年度の組織体制の見直しに伴い、部の分掌事務の一部を変更するため所要の規定を整備させていただくものであります。

第2条関係であります。まず1点目は、現在、企画環境経済部環境経済課で担当しております交通安全対策に関する事務を建設水道部の建設課に事務移管し、今建設課で行っているカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設に関する事務と担当課を一本化し、交通安全に関する対策を建設水道部で行うこととするものであります。担当窓口が一本化されることにより、住民の方の利便性の向上につながるとともに、分散しておりました関係業務を集約することにより各課に配置する職員数を削減する狙いで変更するものであります。

2点目は、建設水道部の分掌事務のうち、「都市計画に関すること」を「都市計画並びに建築及び住宅に関すること」に改めるものであります。現在、総務部総務課において、防犯上の観点から対策に取り組んでおります空き家対策について、これまで町に寄せられた相談、要望のほとんどが建物の倒壊や屋根、外壁の落下等を危惧される内容であり、また危険回避措置等の対応も建築基準法や道路管理と関連していることから、さらに国の所管も国交省であるため、空き家対策に関する事務を平成28年度から建設水道部建設課で所管することとし、分掌事務の表現を改めるものであります。

なお、詳細につきましては、行政組織規則で空き家対策と明確化して規定整備はする予定であります。

そして、附則第2項関係であります。笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正するものであります。これは今回の部設置条例の一部改正に伴い、空家等適正管理審議会の庶務について、建設水道部に改めるものであります。

そして、関連でございますが、来年度の町の組織体制について、この条例改正にかかわるもののほか、2点ほどの組織変更を考えておりますので、ここで御説明させていただきます。

まず1点目は、福祉健康課の関係であります。現在の体制は、福祉健康センター内に福祉健康課の本課があり、その窓口として役場1階の住民課フロアに兼務職員を配置して事務を行っていますが、これらを来年度からは福祉健康課の民生担当を役場庁舎の2階、現在の収納管理課の場所に移設し、行政の機能を本庁舎において集約したいと考えております。これに伴い、今年度新設した子ども課を民生担当と同じ役場2階に移設し、福祉健康課と子ども課を一つに統合し福祉子ども課を新設したいと考えております。また、福祉健康センター内の介護担当と健康担当を一つの課に統合し、健康介護課という課に再編したいと考えております。

これにより、住民課の福祉窓口では対応が困難であった民生の業務が本庁舎で対応可能となり、住民の方の二度手間を省くことができるようになります。また、兼務職員を配置することなく職員数の抑制ができることとなります。

2点目として、収納管理課を税務課と統合し、執務場所を庁舎1階の税務課の執務場所に移設し、集約するというものであります。これは家屋調査や確定申告等で執務室内の職員が手薄になることが多く、電話や窓口対応に苦慮することがあったため、収納管理課職員を同じ執務場所とすることにより、職員を増員配置することなく改善を図るものであります。

また教育文化課も、現在、学校教育担当と生涯学習、スポーツ担当と離れたところでやっておりますが、同じ場所で執務できるよう現在調整中であります。

以上、組織体制の変更を考えておりますので、よろしく願いいたします。

施行期日は平成28年4月1日であります。

20ページの第6号議案、議案資料では16ページになります。笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償について、同様の改正を行うものであります。

条例附則第5条の表の関係でございますが、傷病補償年金及び休業補償について、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合に、給付額に乗ずることになる調整率を傷病補償年金、休業補償年金とも「0.86」から「0.88」に改正するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

経過措置として、施行日以後に支給する事由の生じた傷病補償年金及び休業補償、並びに施行日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金及び休業補償について適用するものであります。

続きまして、21ページの第7号議案、議案資料では17ページから18ページにわたっております、町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

条例第5条第2項 期末手当の支給割合の改正で、まず第1条関係では、平成27年12月1日適用ということで、12月分の期末手当を現在の2.125から2.225カ月と変更するものであります。また第2条関係では、平成28年4月1日適用ということで、6月分の期末手当は現在の1.975から2.025、12月分については、2.225から2.175に変更するものであります。

施行期日は公布の日で、ただし第2条の規定は平成28年4月1日適用であります。

続きまして、23ページの第8号議案、議案資料では19ページからになっております、笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらも議員さんの条例と一緒にありますが、平成27年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。内容は議員さんと同様ですので、説明は省略させていただきます。

24ページから37ページにわたっています第9号議案、議案資料では21ページからとなっております。笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、並びに平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正及び同日施行の行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず給与改定に伴う規定整備であります第1条関係で、こちらは平成27年4月1日遡及適用の分ではありますが、給料表を増額改定するものであります。給料表の単純平均では0.46%アップであります。

資料の25ページに実際の在職状況があります。ごらんいただいたように、1.42から0.26へと幅はありますが、実際の上昇幅はそういうことであります。

また、27ページ以降に、個人は特定できませんが、具体的な在籍状況があります。

それから、第1条関係で勤勉手当の12月の支給割合を0.1月分増額させていただきます。

第2条関係では平成28年4月1日適用ということで、勤勉手当の6月と12月の支給割合を0.8カ月分と均等にする改正を行います。

それから、第2条関係では地方公務員法の改正に伴う規定整備を行います。地方公務員法の

一部改正により、平成28年4月1日から人事評価制度を導入し能力及び実績に基づく人事管理を進めるに当たりまして、職務給の原則を徹底するため、現在の笠松町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則で定めている級別職務分類表を級別基準職務表として条例化して、給料表の級別の分類の基準となる職務内容を明記するものであります。

2つ目としては、行政不服審査法の全部改正に伴う法律名称及び引用条項の改正を行わせていただいております。

施行期日は公布の日で、ただし第2条の改正規定は平成28年4月1日からであります。

続きまして、38ページの第10号議案、資料では32ページとなっております。笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法施行令の一部が改正され、介護認定審査会の委員の任期に関し、原則2年の任期を、条例で定めることにより2年を超え3年以下の期間に拡大することができることとされたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。委員委嘱に係る事務及び費用の軽減を図るため、従来2年の任期であったところを3年とするもので、関係市町である羽島、岐南とは協議済みであります。

なお、施行期日は現在委嘱している委員の任期が平成29年3月31日までであることから、次期の委嘱からとし、平成29年4月1日とするものであります。

39ページからの第11号議案、議案資料では33ページからになっています。笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてあります。

指定地域密着型サービスの基準について、従うべき、または参酌すべきとされている厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

第80条関係で、地域との連携等ということで、指定認知症対応型通所介護事業者に対して、利用者とその家族、地域住民の代表者、町の職員、地域包括支援センターの職員、その他知見を有する者等で構成する協議会（運営推進会議）を設置し、地域との連携や運営の透明性を確保するため、おおむね6月に1回以上協議会に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会を設けることを義務づけるものであります。その他、条番号や準用規定等の字句整備を行っております。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

41ページ、42ページの第12号議案、議案資料では39ページからとなっております。笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型介護予防サービスの基準について、こちらも先ほどの条例と同じですが、従

うべき、または参酌すべきとされている厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

こちら先ほどと同じで、第40条の2の関係であります。地域との連携等ということで、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対し、利用者とその家族、地域住民の代表者、町の職員、地域包括支援センターの職員、その他知見を有する者等で構成する協議会を設置し、地域との連携や運営の透明性を確保するため、おおむね6月に1回以上協議会に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会を設けることを義務づけるものであります。先ほどと同じですが、条番号等の規定整備も行っております。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

なお、この第11号、第12号議案に該当する事業所は、笠松町内には現在はありません。

それから、43ページからの第13号議案、議案資料では41ページであります。笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成25年12月に公布されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬を増額すること及び報酬等の支払い方法等を改善することに伴い、所要の規定整備を行わせていただくものであります。

第12条第1項関係で、団員報酬の改正を行います。

議案資料の41ページを見ていただくとわかると思いますが、地方交付税積算単価と同額になるよう増額改正するものであります。ただし、部長と班長の報酬額については、地方交付税の積算単価とは同じ3万7,000円ですが、部長の職務等を考慮し、班長の交付税積算単価より6,000円上乗せして設定するものであります。団長が5万9,000円から8万2,500円、副団長が4万9,000円から6万9,000円、分団長が4万3,000円から5万500円、副分団長が3万8,000円から4万5,500円、部長が3万6,000円から4万3,000円、班長は3万1,000円から3万7,000円、団員は3万円から3万6,500円に引き上げるものであります。

第12条第2項から第4項の関係ですが、報酬の支給方法の変更をさせていただきます。まず2項で、年度を4期に分け、各期末の翌月に年額の4分の1の額を支給する旨を、従来の支給方法にあわせて明文化しました。3項では年額報酬を在職月数に応じて月割りにより支給することとする規定整備をします。4項で団員の活動実績が1日もない場合は、その期の報酬は支給しないこととする旨を規定整備いたします。

それから第13条関係ですが、費用弁償の支給方法の変更として消防団長に支給していた報酬、費用弁償について、報酬等の性格上、直接団員本人に支給することから、本人支払いに改善するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

45ページの第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についてであり

ます。

笠松町多目的運動場の管理について、平成25年4月から指定管理者を指定して行ってきましたが、この3月31日をもって指定期間の3年が満了することに伴い、地方自治法第244条第3項の規定に基づき、平成28年4月以降も引き続き指定管理者に管理を行わせるため、同条第6項の規定に基づき指定管理者の指定に当たり町議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、笠松町多目的運動場A（天然芝）、B（人工芝）で、指定管理者として指定する団体の名称は、一般財団法人岐阜県サッカー協会、主たる事務所の所在地は岐阜市六条大溝3丁目8番地の13号、代表者の職氏名は、会長 辻博文氏であります。指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

46ページの第15号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。北及地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会において規格に合格しているかどうかなど審査を行った結果、適切でありましたので町道に編入することとするものであります。路線名は北及65号線、場所は北及字高坪地内で延長は53.2メートル、幅員は6メートルから11.6メートルであります。

○議長（船橋義明君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時53分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

午前に引き続き提案説明をよろしくお願いします。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 御説明の前に、午前中の議案に一部誤りがありましたので、訂正とおわびをさせていただきます。

議案の4ページの専決処分書でございますが、笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部改正をする条例を説明させていただきました。説明の中の附則のところ、施行日は私の説明では公布の日と申し上げましたが、議案のほうは平成28年1月1日から施行ということになっております。私の説明のほうは合っておりまして、この議案が違っております。この説明会終了後に差しかえさせていただきますので、議案をそのまま置いておいていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

議案の47ページから74ページにわたっております第16号議案 平成27度笠松町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回、9,000万7,000円を補正させていただきます。



今回の補正内容は、先ほども提案させていただきましたが、平成27年の人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

給与改定の内容については、条例改正の議案において御説明しましたように、特別職に係る12月期末手当の支給率の引き上げに伴う増額のほか、一般職の給与改定に伴う増額及びその他手当の支給状況の異動に伴い所要の補正をするものであります。一般会計に係る人件費としては714万9,000円の増額、その他の特別会計、企業会計を含めた全体では786万7,000円の増額となっております。よろしくお願いたします。

その他の補正内容については、主に本年度の事業費の確定及び今後の事業費の見込み等に伴い、精算補正を行うものが大部分であります。

主なものだけ順次御説明させていただきます。

歳出のほうの61ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費、1目 一般管理費でございますが、こちらはかねてから地域住民の方から不安の声が上がっておりました宮川町地内の管理不全な空き家について、今般、相続財産管理人から買い手が見込めないとの連絡がありました。町としては、買い手がついて危険な状態が改善されることを期待しておりましたが、それが困難な状況となりましたので、笠松町が取得し解体する方向で改善を図ることといたしました。よって、その取得に関し所有権移転登記費用として用地調査委託料を2万2,000円、用地買収費として13万9,000円を増額するものであります。

この用地買収の額については、相続財産管理人が家庭裁判所の許可を受けた上で、町に対する債務である固定資産税滞納分7万3,900円と、相続財産管理人がその権限を遂行するために要した費用の官報広告代4万6,032円、所有権登記名義人表示変更登記代1万8,244円の合計額で購入するものであります。

なお、今後行います空き家の解体については400万円強の費用を要すると見込んでおりました、来年度当初予算に計上しておりますので後ほど御説明申し上げます。接道がございませんので、手で運ぶということで高い単価になっております。

62ページの同じく総務費の第4目 電子計算費ですが、総合行政情報システムの子ども・子育て支援システムにおいて保育所等の利用者負担軽減措置に係るシステム改修を実施することに伴い、情報センター委託料を24万6,000円増額させていただきます。

軽減措置の内容としては、多子世帯の保育料負担軽減、そしてひとり親世帯等の保育料負担軽減でありまして、こちらは全員協議会で部長のほうから詳しく説明させていただきます。

続きまして、7目の諸費ですが、こちらは毎年補正しておりますが、平成27年度生活交通ネットワーク計画において維持確保が必要とされたバス路線について、当該路線の維持存続を図るため、関係市町の路線距離に応じバス事業者の経常損益と国庫補助対象経費の限度額45%の差額分を補助することに伴い、生活交通路線バス維持費補助金を113万3,000円増額させていた

できます。交付対象は岐阜乗合自動車株式会社、対象路線は岐阜川島線でありまして、全体では13.3キロあって、笠松町が3.4キロということで、その応分の補助をするものであります。

2項 企画費の1目 企画総務費で、こちらも9月補正で基幹系と情報系のネットワークを物理的に分離する補正をさせていただきましたが、このたび社会保障・税番号制度の他市町村情報連携に向けてL G W A N接続系とインターネット接続系の分離、情報持ち出し不可設定、指紋とパスワードによる二要素認証等の情報セキュリティの抜本的強化を行うことに伴い、業務委託料を1,857万円、備品購入費を2,993万円増額補正させていただきます。なお、全額繰越明許させていただきます。

財源としては、補助基準額の上限額が1,360万ということで、その2分の1の680万円は国の補助金で対応されます。残りは地方債3,810万円に対応させていただきます。

同じく企画費の5目 地方創生推進事業費であります。3,800万円ほどの補正をさせていただきます。

これは国の一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりを進める事業に活用することを目的とした地方創生加速化交付金を活用し、町内店舗や商工会、地元工業高校、金融機関など産官学金が連携し、本町の貴重な歴史・文化、自然資源を最大限に生かしたスマートフォン向けまちづくり支援アプリを開発し、アプリと連動したさまざまなイベント等を開催することにより、町内外から多くの人、特に若者が集まる仕組みを創出し、新たなまちのにぎわいと活性化を図るため、主に3つの事業を実施することに伴う諸費用3,800万円を増額させていただきます。全額繰越明許を予定させていただきます。

1つ目は、マップに店舗等を表示し、連動イベントの開催や電子クーポンの配布等により集客の向上、売り上げの増加につなげる事業であります。委託料として、支援アプリ共同開発委託料1,900万円、備品購入費としてサーバー等機器整備費1,010万円、負担金補助及び交付金としてアプリ連動イベント開催事業補助金320万円を計上させていただきました。

2つ目は、地元工業高校生がアプリ開発初期段階より参画、それから商店街等の課題の洗い出しやアプリ開発講座受講等、まちづくりリーダーとIT技術者の両面を備えた人材育成を図る事業であります。委託料でアプリ開発講座運営委託料400万円を計上させていただきます。

3つ目は、新規店舗の出店を広く募り、法制度や経営経理、融資等のサポート体制を町、商工会、金融機関と連携し構築する事業であります。役務費として新規出店等に係る広告掲載料110万円、負担金補助及び交付金として税務・経営・融資等相談運営に60万円を補正させていただきます。財源は全て地方創生加速化交付金であります。

現在、国の採択に向けて担当課が一生懸命やっておりますが、不採択の場合は不執行とさせていただきますので御了承いただきます。

64ページの5項 選挙費、1目 選挙管理委員会費ですが、こちらは公職選挙法の一部改正により18歳以上20歳未満の選挙人に係る選挙人名簿登録制度が見直されたことに伴い、選挙人名簿システムの改修が必要となるため情報センター委託料を60万3,000円増額させていただきます。2分の1が国庫補助金であります。

それから、65ページの3款の民生費、1目 社会福祉総務費のところ、積立金があります。こちらは社会福祉事業を目的とした指定寄附が下羽栗日赤奉仕団、愛馬会、大栄食品から寄附がございましたので、これらの寄附を社会福祉基金に積み立てるため積立金を504万4,000円増額させていただきます。

66ページの第8目 後期高齢者医療費ですが、後期高齢者医療費の増により広域連合への療養給付費負担金が増となったことに伴い、療養給付費を574万8,000円増額させていただきます。

同じく10目で年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、こちらは国が目指す一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援を行うため、低所得の高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を交付することに伴い、諸費用を7,099万5,000円増額させていただきます。こちら全額繰越明許させていただきます。財源は100%国の補助金であります。

給付対象者は、平成27年度の臨時福祉給付金、額は6,000円でしたが、この対象者、つまり非課税者、または扶養になっていない方のうち平成28年度中に65歳以上となる方です。一応、1人3万円ということで2,200人を見込んでおります。

それから70ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全施設費ですが、本年度新たに制定しました笠松町本町商店街LED街路灯電気料補助金の交付要綱に基づきまして、1年度分の本町商店街（下本町・上本町）のLED街路灯の電気料に相当する額を助成することに伴い、負担金補助及び交付金を9万4,000円増額させていただきます。

あとは精算関係ですので、説明は省略させていただきます。

歳入につきましては、ただいま歳出のほうで触れなかったものだけを簡単に説明させていただきます。

57ページの第14款 県支出金、第2項 県補助金、こちらは岐阜県清流の国ぎふ振興補助金、具体的に言いますと笠松競馬場振興事業補助金ですが、この交付決定に伴い200万円を増額させていただきました。

それから59ページの第16款 寄附金でございますが、サッカー場をつくったときに寄附をお二方からいただいでいて、松波病院のほうは毎年100万円ずつ4年かけてお支払いいただくということで、このたび寄附をいただきましたので、サッカー場の維持管理支援寄附金を運動場管理運営事業費に100万円財源充当させていただきました。

17款 繰入金でございますが、今回の補正により財源が確保できる見込みとなったことに伴

い、財政調整基金繰入を6,131万2,000円減額させていただきました。また、街路灯管理事業における照明機器購入に係る事業費確定に伴い、かさまつ応援基金繰入も740万円減額させていただきました。

60ページの19款 諸収入のところですが、羽島郡町長会から自治振興事業助成金をいただきましたので38万7,000円増額補正させていただきました。ファミリーコンサートの実施事業に財源充当をさせていただきました。

60ページの20款の町債につきましては、庁舎大規模工事の關係の事業費が確定しましたことに伴い、庁舎大規模改修事業等債を1,520万円減額させていただきます。

それから、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業等の情報化推進事業の実施に関し、地方債を財源に充てることに伴い情報化推進事業債を3,810万円増額させていただきます。

また、社会資本整備総合交付金補助対象事業の額確定に伴い、公園緑地事業債を480万円減額させていただきました。

あと第2表と第3表の關係は歳出のところでは御説明しましたので、省略させていただきます。

以上が一般会計の補正予算でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、75ページからの第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

今回、440万5,000円を減額させていただきます。

歳出のほうでは、平成27年の給与改定等に伴い人件費を14万4,000円増額するほか、保険給付費について不足が見込まれる一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費を増額する一方、不用額が見込まれます退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費を減額するものであります。

また、共同事業拠出金の確定及び特定健康診査等の事業終了に伴い、精算により減額するほか、国庫支出金、共同事業交付金の増額による余剰財源の一部を国民健康保険基金に積み立てを行うなど、所要の補正を行わせていただきます。

歳入につきましては、国・県支出金、療養給付費等交付金及び共同事業交付金等の交付決定や変更申請に伴う補正のほか、一般会計繰入金、国民健康保険基金繰入金及び前年度繰越金等の所要の補正を行うものであります。

なお、基金については年度末で3億円強となる予定であります。

86ページからの第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

121万円の減額をさせていただきます。

歳出のほうは、不足が見込まれる後期高齢者医療広域連合納付金を増額するほか、ぎふ・すこやか健診及びはしま・さわやか口腔健診の今年度の健診期間終了に伴い、不用額となった健

診委託料を減額するなど所要の補正を行うものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの保健事業費委託金を精算により減額するほか、一般会計繰入金及び前年度繰越金など所要の補正を行うものであります。

続きまして、90ページからの第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

462万8,000円の増額補正であります。

歳出につきましては、平成27年の給与改定に伴い人件費を18万円増額するほか、保険給付費について今年度の給付見込みにより施設介護サービス費、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費を増額し、その他居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び介護予防サービス費を減額するものであります。

また、地域支援事業費の地域包括支援センター運営事業委託料について、事業拡充のため増員予定だった正規職員がこの年度では確保できなかったため、その人件費相当額の委託料を減額するほか、保険給付の増に伴い、保険料を財源に充てることに伴い介護保険基金積立金を減額するなど所要の補正をさせていただきます。

歳入につきましては、国・県支出金、支払基金交付金等の額確定等に伴い、所要の補正を行うものであります。

100ページからの第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

こちらは1,909万7,000円を減額させていただきます。

歳出では、こちらも平成27年の給与改定等に伴い人件費を17万円増額するほか、総務費においてはクレジット決済申し込み増に伴う手数料の増額や、消費税の確定に伴う公課費を減額するものであります。

また、下水道費においては工法見直しによる公共下水道工事請負費の減額のほか、新規下水道切りかえ工事件数の見込み減による舗装復旧工事等請負費の減額、そして木曾川右岸流域下水道事業の建設負担金の減額など、所要の補正を行うものであります。

歳入につきましては、流域下水道事業建設負担金の返還額が負担額を上回ったことにより、起債対象外となったことに伴い流域下水道事業債を減額、また工事費減額により起債対象額が減額となったことに伴う公共下水道事業債を減額するほか、その他事業精算等に伴い一般会計繰入金を減額するなど、所要の補正を行わせていただきます。

第2表では、先ほどの地方債の補正をさせていただきます。

続きまして、平成28年度各会計の当初予算であります。

まず第21号議案であります。これから一般会計から水道事業会計まで、町長が説明させていただきます。要旨に沿って要点のみを説明させていただきます。

平成28年度笠松町の一般会計の予算は、歳入歳出総額71億8,260万円で4億1,600万円強、対前年比6%強の増となっております。こちらは衛生施設組合の関係で、そこでの処理ができませんのでそれへの対応、学校給食センター建てかえの着手、教育ICTの導入、さらには後期高齢者とか介護保険への繰り出しが大幅にふえたことによりまして、増となっております。

まず歳入につきましては、一般会計予算に関する説明書により簡単に説明させていただきます。

第1款の町税につきましては、26億9,161万8,000円で4,956万1,000円の増となっております。歳入全体の37.5%となっております。

3ページから、具体的に御説明させていただきます。

第1款 町税、第1項 町民税の第1目 個人であります。10億9,300万円、昨年より2,430万円の増となっております。均等割につきましては、100人増で1万900人分を見させていただきました。昨年より30万円増の3,730万円。所得割につきましては、平成27年度実績と譲渡関係の3年平均を推計いたしまして2,400万円増の10億4,370万円を計上させていただきました。

法人につきましては、1億4,590万円と昨年度より1,050万円減額で見込ませていただきました。このうち、均等割につきましては13社減の573社、金額では40万円増の5,400万円、法人税割につきましては、27年度見込みで計上いたしまして1,090万円減の9,170万円で見込ませていただきました。やはり税率改正で12.3%が9.7%に下がったことが響いての減額となっております。

第2項の固定資産税の1目 固定資産税につきましては、12億7,460万円で昨年より3,170万円の増を見込ませていただきました。このうち、土地につきましては評価下落を見込んで610万円減の6億360万円、家屋につきましては新築を128棟見込んで2,590万円増の5億1,410万円、償却資産については27年度実績により推計し1,290万円増の1億4,590万円を見込ませていただきました。

続きまして、4ページの第3項 軽自動車税でございますが、本年度は4,210万円、昨年より600万円増で見込ませていただきました。こちらは原動機付自転車や小型特殊自動車の税額変更や、保有台数を35台増で見込んだ結果の数字であります。

4項の町たばこ税につきましては、3年間の実績を見て190万円減の1億3,500万1,000円を計上させていただきました。

第2款の地方譲与税から第7款の自動車取得税交付金については、平成27年度の交付見込みに県の対前年伸び率を乗じて計上させていただきました。詳細説明は省略させていただきます。

第9款の地方交付税でございますが、1億2,570万円増の12億5,570万円を計上させていただ

きました。

内訳でございますが、まず普通交付税としては9%増で11億2,570万円、こちらは平成27年度実績並みで見積もらせていただきました。特別交付税は15%増の1億3,000万円を計上させていただきました。1億3,000万円のうちの8,381万円は救急告示病院運営費補助分でございます。

あとの国・県とかそこら辺は歳出と関係ありますので説明は省略させていただきます、17ページの第17款 繰入金でございます。

そのうちの第2項の基金繰入金であります、財政調整基金は昨年より3,300万円多い2億200万円を計上させていただきました。財源調整のため、これだけ繰り入れさせていただきます。

社会福祉基金繰入については昨年と同額の6,000万円、こちらは福祉事業に充てさせていただきます。

6目の社会資本整備基金繰入につきましては、下水道会計の繰り出しのため昨年よりは4,000万円減の6,000万円を計上させていただきました。

7目のかさまつ応援基金繰入につきましては2,402万5,000円、こちらは教育関係のICT導入と外国語のALT事業に充てるため、これだけ繰り入れをさせていただく予定であります。合計では5,811万4,000円減の3億4,888万8,000円を繰り入れさせていただく予定であります。

昨年よりはいろんな款において財源を確保いたしまして、基金はできるだけ温存させていただきました。しかし、このまま基金を全て繰り入れますと、年度末では15億円弱の残高となります。

18ページの繰越金につきましては、こちら目いっぱいといいますか、昨年より5,000万円多い2億5,000万円を計画させていただきました。

21ページの第20款 町債であります、5つの事業に充てるため合計で5億1,401万7,000円、昨年より3,137万5,000円多い額を計上させていただきました。

なお、一番下の4目の臨時財政対策債については、国の対前年伸び率がマイナスの16.3%でありましたので、これを参考に平成27年度許可予定額の83.7%を計上させていただいております。

以上、ちょっと走りましたが歳入でありまして、歳出については主要事業のほうで説明させていただきます。

歳出の細かい説明の前に、人件費について御説明申し上げます。

全会計の職員数は2役を含めて129人、昨年と同じ人数で見積もっております。総人件費は8億9,889万4,000円、対前年で271万6,000円の増となっております。全事業費の6.5%であります。なお、一般会計の人件費は577万6,000円の増となっております。

第1款の議会費でございますが、7,803万7,000円で7.2%の増となっております。これは特に内容が変わったわけではなく、1目 議会費の議員共済会負担金のほうが、昨年は地方統一選挙によりましてそれによる影響が多く負担金が多かったため、今年度は通常ベースに戻り653万8,000円減となっております。事務局費のほうも、体制は変わっておりませんが、体制の強化ということでおととしより上がっているということございまして、内容的に変わりはございません。

第2款の総務費でございますが、9億1,489万円ということで昨年よりは2,400万円強下がっております。こちらは庁舎の大規模改修が完了したことで下がっております。

総務管理費の一般管理費で主なものを説明させていただきます。

職員研修事業で大きく2つを予定しております。まず職員宿泊研修ということで、これまで7回、68人が受講しておりますが、中堅以下の職員を対象に宿泊研修を予定しております。まだ25人が未受講でして、そのうち年齢の上の者から来年は10人を対象に宿泊研修を予定しております。JC青年の船につきましては、6月5日から12日まで行われまして、過去14人が参加しておりますが、ことしも2名派遣予定であります。

それからその4つぐらい下のところに、労働安全衛生管理事業というのがございますが、その括弧の中に書いてありますストレスチェックというのがございます。こちらは労働安全衛生法が改正されまして、50人以上の事業所がこういったストレスチェックを行わなければならないということになりました。臨時職員を含めて170人を対象に、そういったチェックを行う予定であります。結果については、庁内組織であります衛生委員会で審議した後、そこで対応できない場合は産業医の先生に対応をお願いしたいと思っております。

続きまして、2ページの第3目の財産管理費ですが、こちらは1億2,000万円ほど昨年より減となっております。先ほどの庁舎の大規模改修の関係で大幅な減となっております。

このうち、公有財産管理事業の庁舎施設管理事業の中で、PCB廃棄物処分準備委託料とあります。こちらはPCBのほうを法律では平成39年までに完全処分しなさいということになっておりまして、その順番がいつ来てもいいように、現在、ラックで保管してあるものをドラム缶に積みかえる作業で来年度91万8,000円かけて行うというものであります。

それから、電子計算費のほうで2,640万9,000円を計上させていただきました。昨年よりは400万円強下がっております。

こちらは、社会保障・税番号制度対応システムが平成27年度に完了したことで大幅に下がっております。今度は、平成29年7月運用に向けて運用テストを行います。こちらは情報センターに委託しますが、こちらの費用が287万7,000円ということで、国庫補助が75万2,000円補助していただく予定です。

5目の町民バス運行費ですが、若干数字が昨年より上がっております。こちらは公共施設巡



回町民バスの契約のほうは3年契約で、更新年ということで設計額といいますか予定価格が若干上がったためこういう金額になっております。なお、この運行に係る費用につきましては、使用料、広告料、それから県の補助金がございます、町の一般財源投入は約45%であります。

それから、町民バス運行事業は、バスが老朽化しておりますが、更新を見送っております。

6目 防災対策費が1億7,500万円強ということで大幅にアップしております。

このうち防災備品管理事業の中でAEDの関係がございますが、こちらは現在36台ございまして、そのうち7台を耐用年数で更新するというものであります。それから備蓄用品の中で、今年度はエアマットを1,000セット、避難所用で購入する予定であります。

こちらも提案説明のほうでありましたが、新規事業として子育て家庭向け防災力向上事業ということで、防災士を講師として講演会を行いたいと計画しております。あと継続事業として、防災士育成事業補助金ということで6人分を計上しておりますし、自主防災会防災備品整備事業費補助金として、こちらは昨年からですが、20万円を上限に2分の1補助しており、3自治会分の60万円を計上しております。

そして、防災行政無線管理事業ということで同報系無線デジタル化整備事業、こちらは平成27年度からの継続事業で、平成28年度は事業全体の80%ということで大幅な金額で計上してあります。現在の屋外子局が11局でございますが、こちらが33局と大幅にふえますので、難聴域の解消になると思っております。75%が防衛省の補助金であります。

その2つ下の県防災情報機器等管理事業ということでございますが、平成28年度と29年度で県が事業主体となって県の情報通信システムが整備されます。その負担金が1,161万7,000円ということで、100%起債対応をさせていただきます。

7目の国際交流事業費でございますが、こちらは派遣先、米国グアムということで20人と、生徒会の6人を派遣する予定でおります。3泊4日で、1人当たり7万5,000円の助成を予定しております。

そして、同じく国際交流の推進事業の中で英語検定料補助金ということで記入がございますが、こちらは英検の3級の受験料の半額を助成するというので予定しております。中学生の約半分が受験していただけるということで予定しております。

8目の諸費で定住促進事業、これも平成21年1月以降やっておりますが、新築住宅の税の軽減期間分の税相当額を助成させていただきます。285件分であります。

次、企画費、1目 企画総務費ですが、こちら2,568万円増額となっております。この中の二重丸の3つ目にまちづくり事業というのがございますが、名鉄笠松駅イルミネーションの支援の関係、FC岐阜のパナー広告等の計上がこの中にございます。

また1つ飛んでかさまつ応援事業がございますが、今年度は当初から5,000人分の寄附がいただけると思込んで2,504万円を計上してあります。

それから、自転車駐輪場の運営管理事業の関係で、金額的にはそれほど変わっていませんが、来年度からは直営からシルバー人材センターへの委託を予定しております。

4ページの3項 徴税費、2目の賦課徴収費ですが、250万円ほど増となっております。

真ん中あたりでございますが、一重丸の標準宅地鑑定委託料ということで、平成30年度評価がえに向けて2年度目の事業として委託料を799万2,000円計上させていただきました。

4項の1目 戸籍住民基本台帳費ですが、こちら昨年たくさんシステムの整備がございましたので300万円ほど減となっております。そのうちの1つ目の二重丸の中の3つ目ですが、こちらはマイナンバー発行事務の委任ということでJ-LISへの交付金が計上してあります。100%国の補助であります。

5項の選挙費につきましては、昨年度は4つ選挙があり、来年度は2つということで少し減額となっております。参議院議員通常選挙と岐阜県知事選挙費を計上させていただいております。

6項の統計調査費については、昨年は国調がございましたので、ことしは大幅に減額となっております。

3款の民生費でございますが、24億9,770万5,000円ということで1.1%の増となっております。

社会福祉総務費の特別会計繰出負担事業ということで国民健康保険特別会計と介護保険特別会計のほうに合わせて2,000万円強の増となっておりますので、こちらが増の理由であります。

3目の老人福祉費が4,000万円強で、こちらの敬老福祉事業がございます。敬老会については対象が88歳ということで101人対象がありますが、40人の参加を予定しております。敬老のつどいについては、2,700世帯に案内を送付させていただき、昨年の実績だと思いますが630人を予定しております。100歳長寿者褒賞祝金ですが、こちらは昨年より4人増の8人を計上させていただいております。敬老祝金につきましては、その表でございますように693人ということで、金額的には43万円増の346万5,000円を計上させていただきました。

4目の障害福祉費ですが、昨年より4,000万円増の3億7,600万円強を予算計上させていただきました。

このうち、在宅障がい者福祉事業の3つ目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金、こちらは新規事業でありまして、身体障害者手帳が交付されるまでではない難聴者の子供に対して補助を行うもので、今年度から新規に計上させていただきました。県の補助金が3分の1であります。

それから、障がい児・者施設運営事業の中で岐阜地域児童発達支援センター組合負担金というのがございます。こちらは全体入所者が減して、笠松町の入所者が1人ふえたということで大幅にふえまして、190万円ほどふえて396万5,000円を計上させていただきました。

ここでも先ほどと同じような事業が出てきますが、障がい者総合支援事務事業ということで社会保障・税番号制度対応システム運用テスト支援委託料として108万円、こちらについては国庫補助が72万円つきます。

あと、こちらも額が大幅にふえていますが、障がい者自立支援給付事業が3,700万円強ふえておりまして3億1,838万6,000円計上させていただきました。内訳的にはその4種類で、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担となります。

福祉医療費のほうは2億4,330万5,000円ということで、こちらは対象児童が減っていて、440万円強の減となっております。制度的には変更なく、引き続き助成いたしますが、減となっております。町単の分が、乳幼児・児童・生徒医療費助成の小学校1年から中学校3年の分で5,744万1,000円であります。町単以外は2分の1が県補助金であります。

9目であります、臨時福祉給付金給付事業費として1,734万8,000円、こちらは1,500万円の減となっております。臨時福祉給付金事業が昨年は6,000円でしたが、ことしは1人当たり3,000円ということで半額になっております。

10目は年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費でありまして、これは新目でございますが1,058万5,000円ということで、先ほどの臨時福祉給付金の対象者のうち、障害と遺族基礎年金を受給している方が対象となります。1人当たり3万円、交付されます。これは全額国庫の負担となっております。

続きまして、8ページの児童福祉費ですが、こちらもうやはり対象者が減ってしまして4,660万強の減で8億9,487万2,000円ということであります。

1目の児童措置費では、4億円弱増となっております。これはふえたということではなく、事業費の組み替えということです。昨年まで保育所総務費というのがございまして、そこで計上していたものをこちらへ組み替えるため数字が大幅にアップしたということだけで、内容的には変わっておりません。

このうち3つ目の二重丸の保育総合支援事業ということで5,475万9,000円が計上してあります。障がい児保育支援事業補助金ということで3施設、11人分、加配保育士7人分で2,300万円強、それから保育所運営補助金ということで、民営化した時点で町から移行した職員が、現在は7人分になりましたが、この給与差額分を1,331万5,000円計上しております。昨年より900万円強減っております。それから、低年齢児保育対策費補助金ですが、こちらもう加配で4施設に各2人、8人分を見ておりまして948万7,000円、2分の1が県の補助金であります。あと保育所の施設、松枝保育所の関係で消防施設が老朽化しているということで指摘がございまして、2分の1町が助成してこの工事が行われます。

あと施設型給付（保育）事業ということで、第一保育所から4園、それから広域入所までがそれぞれ額が計上してあります。第一保育所の定員だけが、ことしの30から40に変わっており

ます。額的には585万円減の3億4,658万8,000円ということで、双葉幼稚園の関係は教育費のほうで計上してございます。

3目の子育て支援推進費ですが、こちらは1,890万円強の5,791万4,000円計上してあります。こちらは提案説明でございましたように、学校休業日における受け入れ児童を6年生まで拡大したことにより196万8,000円増となっております。なお、笠松小学校の放課後クラブの床の修繕費もこの中に入っており、予定しております。

同じ目の次のページの下の方に、子育て短期支援事業（施設整備補助）とございますが、こちらは羽島ボラ協がこういった子育て短期支援事業を進められますので、その開設準備費として400万円の補助を打ちます。なお、団体においては国・県の3分の1の補助金を受けられる予定であります。

それから、その1つ飛んで延長保育事業とありますが、これは今までの保育所が行う延長事業への支援で1,025万円、それから一時預かり事業につきましては、そこに書いてございますように新制度に移行した双葉のものでございまして、26人分、250日分が組んであります。国と県がそれぞれ3分の1補助がつきます。

4款 衛生費の関係ですが、保健衛生総務費のところは1,827万8,000円増となっております。

こちらもその他事務管理事業ということで、社会保障・税番号制度対応の運用テスト支援として16万9,000円が計上してあります。

予防費のほうは6,096万5,000円ということで、昨年より250万円強アップしております。

このうち、表の中の下の方で高齢者インフルエンザというところがございますが、その欄外に自己負担金の1,500円とございます。単価はアップしておりますが近隣市町の状況等を踏まえて単価は1,500円で据え置かせていただきました。

3目の健康増進事業費3,355万というのがございまして、11ページのその目の一番下のところに健康診査申込調査ということで、こちらは平成19年度まではこういう調査を行っていたのですが、それ以降やってないということで、全世帯に家族調査表を配付いたしまして対象者の把握をしたいと思っております。あわせて事業評価、それから新規受診者の勧奨等に役立てるということで174万円を計上させていただきました。

4目の地域医療対策費は、こちらは減っておりますのは休日急病等の当番町が岐南町に移ったためその分が減額となっておりますし、その一番上の公的病院等補助金は、歳入でも御説明しましたが、救急告示病院運営のための補助を、特交を財源に8,381万円計上させていただくものであります。

12ページの2項の清掃費ですが、6億2,358万円ということで昨年より2億5,000万円弱アップしております。これは平成28年4月から衛生施設組合での処理ができないことへの対応のため大幅に増となっております。

減量の一層の必要が出ておりまして、一番上に地域廃棄物減量等推進事業ということで、昨年と同じような事業を展開していきたいと思っております。なお、こちらには書いてございませんが、レジ袋の基金を活用して段ボールコンポストの講習を数回計画しております。また、資源ごみ分別回収等推進交付金ということで57町内への補助は継続させていただく予定です。

この中で、ごみ収集・処分事業が大幅に上がっておりまして、ごみ収集・処分事業の下から4つ目の丸、可燃ごみ積替等業務、可燃ごみ処分業務、民間施設搬入業務、伊賀市環境保全負担金、こちらの合計で3億7,576万円になると思っておりますが、こちらが先ほど申し上げた衛生施設組合での処理ができないことへの対応の事業であります。

なお、反対に可燃ごみ（焼却）処分事業の岐阜羽島衛生施設組合負担金は1,249万3,000円ということで、昨年より1億3,400万円強減となっております。

13ページの2目のし尿処理費ですが、こちらも1,700万円強増の7,197万4,000円となっております。こちらも岐阜羽島衛生施設組合の焼却のほうで対応できませんので、汚泥処理の関係の費用がかさんで1,768万3,000円アップの6,248万8,000円となっております。笠松町と同じように、三重県のほうへ汚泥を持ち込んで処理するというので費用がアップしております。

5款の農林水産業費ですが、5,864万8,000円ということで昨年より450万円強アップしております。

この中の1目の農業委員会費ですが、260万円強の増となった408万1,000円を計上させていただきました。

このうち農業委員会運営事業の中では、ことしは10月10日から11日に全国担い手サミットが岐阜県が当番県ということで開催されますので、この負担金が計上してあります。

その下の機構集積支援事業、農地利用状況調査とありますが、米野堤外の耕作放棄地で、昨年までに第1期は完了したわけですが、2期に向けて、こちらは相続のための所有権移転の登記がしてない土地がかなりございますので、その所有者相続人調査というものを、県の補助金を100%いただいて実施するというのでその金額が計上してあります。

3目の農業振興費でございますが、こちらの中で農業再生事業ということで4つ目の地域農業再生事業補助金というのがあります。こちらは御承知だと思うのですが、昔の農政は生産調整ということでやっていて、現在は経営所得安定対策事業ということで平成23年ころから切りかわっております。考え方は一緒だと思うのですが、笠松町の生産目標数量というのが393トンということで割り当てがされております。それを面積換算にすると、笠松町は84.61ヘクタールの面積が作付の対象ということになります。水田台帳面積の大体64%をつくる目標とするものであります。それに向けて、実際田んぼの作付を調査していただくわけですが、いわゆる転作を達成した組合に対しては10アール当たり1,000円を渡しておりますが、この分を35万円、そして後の100万円につきましては現地調査等の事務費として県補助金がつきますので、これ

で充てております。64%が作付の目標面積ということになります。あと、昨年と同様、ジャンボタニシの関係の駆除は2分の1の県の助成を受けて実施いたします。

4目の農地費の関係でございますが、羽島用水パイプライン化事業につきましては、羽島市の正木町や足近のほうでやっており、笠松町も応分の負担をするということで必要額を計上させていただきます。

6款の商工費ですが7,453万5,000円ということで、14ページの新規事業でございますが、第2目 商工業振興費で4,173万2,000円を計上させていただきます。

主なものは商工会への補助金でございますが、このうち上から5つ目に新規事業として経営基盤強化事業補助金が84万円と、商工会館運営事業補助金72万6,000円ということで計上させていただきます。経営基盤強化事業のほうは、経営発達支援計画をつくって創業支援、あるいは販路拡大を行うということに対する事業への補助、商工会館の運営事業につきましては、従来は特別会計で実施されておりましたが、なかなか借り手が少なくなっており、特別会計ではやっていけないということで商工会の一般会計にドッキングされましたので、この分それぞれ3分の1、町のほうで助成させていただくというものであります。

3目の観光費につきましては、100万円強アップの2,733万円を計上させていただきました。

主なものは、観光施設管理事業の中の桜木等管理で、これはフェロモントラップを毎年25メートル置きに設置していて、そのほかに支障枝伐採ということでございますが、こちらはソメイヨシノが50年以上たち、あちこちで朽ちているということで、対策費を5カ所から10カ所に増強したため100万円強の増となっております。

○議長（船橋義明君） 提案説明の途中ですが、3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

予算説明の続きをお願いします。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、続きを説明させていただきます。

14ページの7款 土木費10億880万6,000円ということで、まず1目の土木総務費でございますが、6,637万7,000円ということで昨年よりは800万円弱減となっております。このうちの道路台帳整備事業につきましては交付税に影響してまいりますので、2年に1回整備させていただくというものでございます。

それから、地籍調査事業につきましては、いよいよ笠松北西部第2地区に入るということで、事業費が大幅に増となっております。現地調査等を行うため、大幅に増となっております、2分の

1が国庫補助金で、4分の1が県補助金、あと一般財源の80%が特別交付税で措置されるという事業でございます。

第2項の道路橋梁費につきましては、1億円ほど減っておりまして8,711万5,000円を計上させていただきます。

このうち2目の道路新設改良費につきましては、額的には昨年より半減しておりますが、パイプラインの上部利用を東幹線で実施させていただきます。北及泉町1号線ということで延長220メートル、1,700万円強かけて実施させていただきます。

それから、交通安全対策費のほうが大幅に減となっております。昨年は街路灯のLED化で7,600万円ほど計上しましたので大幅なダウンとなっておりますが、このうち街路灯管理事業につきましては電気代が4分の1、約1,200万円減となったということで721万2,000円を計上させていただいております。

部の設置条例の関係を御説明申し上げましたが、児童生徒通学安全対策事業とか地域交通安全啓発事業の関係は企画費の安全対策費のほうからこちらへ組み替えをしております。来年からは、ハード・ソフト一体的に事業展開をさせていただきます。

河川費のほうで、ページでは16ページになりますが、2目の河川新設改良費で1億2,817万6,000円ということで、昨年より約1億円増となっております。公共下水道の雨水計画がございまして、昨年は町単だけで支障移転を行いました。来年度は国庫補助金を活用してやっていくということで、大幅に事業アップしております。2つ事業がありまして、1つは貯留施設の実施設計で300万円弱、そして実際の工事としては延長85メートルということで、オープンビット工法で排水路の暗渠化で1億1,900万円強を実施させていただきます。

4項の都市計画費でございますが、このうち1目 都市計画総務費の中に、こちらも先ほど御説明しましたが、空家等適正管理事業ということで空き家の解体工事費として435万2,000円を計上させていただきます。

2目 公園費のほうでは大きく2つございまして、サイクリングロード整備事業ということで、先般完成しました水防倉庫周りの交差点改良とか広場等の整備で8,600万円強、運動公園は大型遊具が今年度完成しまして、来年度は児童とか未満児の複合遊具ということで3,600万円強を計上させていただきました。計画の4年目ということで、工事単価が上がっておりまして、内容の見直し等を今後検討していかなければならないと思っております。

8款の消防費でございますが、全体では3億5,800万円強を計上させていただきました。

このうち、1目の非常備消防費では約79万円ほどアップしておりますが、こちらも条例で説明させていただきましたように、団員の処遇改善ということで団員報酬が84万8,000円増の477万4,000円、そして手当の関係ですが、35万円アップの398万6,000円を計上させていただきました。

また、こちらには書いてございませんが、報酬等を個人給付にしますので、活動交付金ということで水防団を参考に65万円を計上させていただいております。なお、来年度の消防団の装備品はヘルメット等ということで、ヘルメットと雨具を更新、調達する予定であります。

17ページ、2目の消防施設費のほうでございますが、3億2,911万円ということで若干アップしております。

このうち、消防施設管理事業（消火栓・防火水槽）の中で消火栓設置工事負担金ということで消火栓の工事を3カ所で予定しております。西金池、長池、北及で設置を予定しております。

それから常備消防事務事業で、こちらは広域連合の負担金でございますが、来年度は主な事業として高規格救急車1台を購入される予定であります。昨年より470万円強負担金がアップしております。

3目の水防費、木曾川右岸の組合負担金でございますが、こちらのほうでも水防用の緊急自動車の購入が予定されております。笠松町の負担金が426万6,000円ということでございます。

9款の教育費が7億4,255万円ということで、このうち教育総務費の中の幼稚園就園奨励事業で幼稚園就園奨励費補助金がございます。こちらは今年度から国の単価の60%に引き上げて実施しておりますが、対象が減っておりますので200万円ほど下がった2,046万6,000円を計上させていただきました。

その下に、施設型給付（教育）事業ということで教育給付費等負担金が55人分組んでございます。こちらは今までの私学助成の補助から施設給付型に移行されました双葉幼稚園分の負担金が5,115万8,000円計上してあります。国が3分の1、県の負担金が6分の1、県の補助金が6分の1、あとは町で持つということでございます。

続きまして18ページ、特色ある教育活動推進事業ということで外国語教師助手委託料が組んでございます。歳入でも若干触れましたが、このALTの関係の事業費に財源としてふるさと応援寄附金を活用させていただきます。

学校教育推進交付事業につきましては、各校50万円を小・中に交付させていただいておりますが、校長の判断で学校の独自性が発揮できる事業に活用していただいております。

小学校費で1,400万円強減となっておりますが、特に学校管理費のほうで1,500万円強減額となっております。これは昨年度、笠小と松小が大規模改修を行い、3,400万円かかっておりましたのでその分が減っております。なお、学級数とか児童数の表がございますが、笠小が普通学級10学級ということで、来年の1年生が1学級と少なくなります。

19ページの小学校費の学校管理費の一番上のところですが、情報教育ネットワーク事業ということで、使用料及び賃借料を計上しております。こちらは全普通教室にICT機器を導入します。内容的には電子黒板としてプロジェクター、パソコン等と書いてございますがタブレット型のパソコンを購入するというので、5年のリースで導入を予定しております。こちらも



ふるさと応援基金を充当させていただきます。そして、管理用器具費ということで、ホームページシステム導入という記入がございますが、こちらは各小・中学校のホームページのCMSを郡教に合わせるための経費が組んでございます。hyper-QUの補助については、昨年から助成を行っております。

それから、小学校の学習支援事業ということで2つ書いてございますが、下の特別支援教育アシスタント賃金というのは、笠松小学校が昨年の4人から2人増ということで要請がございまして、6人分が計上してあります。ほかは変わっておりません。

中学校費のほうですが、6,836万円を計上しております。

このうちの学校管理費のほうでございますが、20ページにありますように、情報教育ネットワーク事業ということで小学校同様、教育ICTを導入する費用を計上させていただいております。こちら5年リースで応援基金を充当させていただく予定であります。

中学校の学習支援事業の人数につきましては、昨年と同様であります。

第4項の学校給食センター費ですが、昨年より大幅増の1億5,747万円を計上させていただきました。

こちらは一番下にありますように、給食センター建設事業ということで、平成30年4月の稼働を目指しまして、まず来年度は用地買収費として7,338万円を計上させていただき、75%の充当率で起債で対応させていただく予定であります。

5項の社会教育費で、そのうち2目の公民館費で5,000万円強が計上してございます。このうち生涯学習講座実施事業が41講座とありますが、昨年より6講座増で生涯学習の講座を充実したいと考えております。特に人気があるものやレベル差がある講座を2つに分けて実施するというので、昨年より58万3,000円増の371万7,000円となっております。

それから、町づくりの担い手育成事業とありますが、こちらはまちづくり後継者の育成を目指しまして、県の地域コミュニティ推進室と連携をとり、講師を派遣させていただいて講座を開くというものを考えております。

公民館図書室の関係ですが、額的には小さいのですが、図書室の入り口扉取りかえ工事ということで、どなたでも入りやすい構造にするための改造を予定しております。

4目の歴史未来館費ですが、昨年より370万円ほど増の1,557万1,000円を計上させていただきました。来年は開館1周年に当たりますので、そういった記念講演会を歴史あるいは未来の分野で1回ずつ開催するというので、少し予算をつけさせていただきました。

23ページの第10款 公債費でございますが、こちら冒頭の町長の提案説明でございましたように大幅にアップしております。3,400万円弱増の5億839万8,000円を計上しております。中学校とか庁舎の耐震等大型の事業が起債で行いましたので、その償還が始まってきたということで、元金については5,000万円強の4億5,200万円、利子については逆に1,700万円減って

5,630万円ほど、こういった金額を計上させていただいております。

以上が一般会計の主な事業で、あと各表については記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、各特別会計の22号議案からの当初予算で、まず第22号議案の平成28年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額31億7,407万1,000円、対前年度比2,959万6,000円の減額の予算となりました。

予算編成に当たっては、主要事務事業の24ページにありますが、一般被保険者が5,730人で対前年比3%減、退職被保険者209人で対前年度比の20.5%減を基礎に算定させていただきました。

歳出では、保険給付費について今年度上半期の実績及び過去の伸び率を勘案して算出を行いました。その結果、一般被保険者分ではプラス、退職費保険者分ではマイナスとなり、トータルでは24ページにありますように療養諸費が17億3,100万円余りで、対前年度比3,589万円の減額、高額療養費が2億2,400万円余りで、597万1,000円の増額となりました。

歳入のほうは予算書を見ていただかないとわからないのですが、3ページにあります。税収入で6億2,120万5,000円、対前年度比4,171万1,000円減額の予算を計上いたしました。歳入の不足が見込まれる分については、基金から1億1,795万8,000円の繰り入れを行い、予算を調製いたしました。

一方、先ほどの平成27年度補正予算でも触れましたが、国保の基金の年度末残高は3億900万円余りとなります。今後も国保運営は非常に厳しい状況が続きますが、税率改正については5月の税率試算時に次年度への繰越金の状況や基金の状況などを含め、国保運協の御意見もお聞きしながら検討していく所存であります。

第23号議案の平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算であります。

こちら主要事務事業の28ページにありますが、この特別会計の予算は、歳入歳出総額2億4,981万6,000円の予算となりました。

予算編成に当たっては、28ページにありますように、本医療制度の対象者2,837人を基礎に算定させていただきました。

歳入では、平成28年度は保険料改定の年に当たり、その保険料は所得割が0.56%増の8.55%、均等割が850円増の4万2,690円で、後期高齢者医療広域連合が推計いたしました笠松町分の保険料に収納率99%を見込み計上させていただきました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大宗を占めており、金額として2億3,241万2,000円、率にして93%を占めています。

第24号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額が18億854万2,000円で4.8%の増、対前年度では

8,276万9,000円の増額の予算となっております。

予算編成に当たりましては、第6期介護保険事業計画の中間年度であり、本計画に基づいた保険給付費や地域包括ケアシステム構築に向けて地域支援事業の推進を考慮して編成したものととなっております。

主要事務事業の30ページの、1款 総務費の2項 徴収費のところにあります。第1号被保険者を対前年度16人増の5,953人と推計しまして、第2款の保険給付費につきましては17億381万5,000円、5.4%の増、対前年度8,730万6,000円の増と推計し、予算計上させていただいております。

なお、保険料基準額は6万7,800円で、保険料収入見込み額は予算総額の22%の予算となっております。

第25号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計予算であります。

下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額10億7,116万3,000円で11.7%の増、対前年度では1億1,236万8,000円の増額となりました。

予算の編成に当たりましては、清潔で快適な環境整備を達成していくために、平成27年度に笠松町流域関連公共下水道事業計画の事業期間の延伸及び事業計画区域の拡大を実施しました区域を含め、計画的な管路整備とともに管路長寿命化も推進してまいります。

そのための公共下水道事業費、主要事務事業の34ページですが、2億9,550万7,000円を計上させていただきました。

主な本工事につきましては、松枝処理分区の調整区域内で幹線から準備整備を進めていく上で必要な箇所である北及地域で延長1,480メートル、そして円城寺処理分区の残っております円城寺下田地内で延長375メートル、合計では1,855メートルを予定しております。平成28年度の整備面積は8.2ヘクタールで、年度末には502.6ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画で73.6%、対事業計画区域では75.2%となる予定であります。

また、施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少など、公営企業をめぐる経営環境の厳しさが増している昨今、経理内容の明確化や財政の健全化を目的に国が進めています公営企業会計方式への移行について、実施目標期限である平成32年4月の法適用を目指して移行準備するための業務委託料を第1款のところにあります。2,000万円計上させていただいております。これは3年計画で実施する予定であります。

なお、歳入関係の下水道使用料につきましては、使用戸数を5,700戸見込み、対前年度では1,448万8,000円増の2億4,985万6,000円を計上しております。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進等を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

第26号議案の平成28年度笠松町水道事業会計予算であります。

この会計につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額は4億425万6,000円で、対前年度1,104万7,000円の減額となりました。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数が8,612戸、年間総給水量を234万5,000立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予定額につきましては、現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのくらいの利益が出るかを見積もり、また水道事業収益の大部分を占める給水収益においては平成27年度の決算見込みを勘案して、対前年度125万3,000円減の2億250万2,000円を計上させていただきました。

主な建設改良事業としましては、主要事務事業の37ページ、資本的支出の2目、3目にありますが、北及、円城寺地内での下水道工事の同調布設や布設がえ工事など配水施設に1億1,336万7,000円、給水施設に1,026万6,000円を計上しました。

また、今後の中・長期的な将来を見据えた水道の理想像をイメージするとともに、その理想像を具現化するために当面の間に取り組む事項、方策を提示するための水道ビジョン策定のために、こちらも予算のところに書いてございますが、新水道ビジョン策定委託料を918万円計上させていただきました。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定した水道事業の継続に向けた経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、平成28年度当初予算の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。明2月24日から3月2日までの8日間は議案精読のため休会とし、3月3日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明2月24日から3月2日までの8日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（船橋義明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時45分